

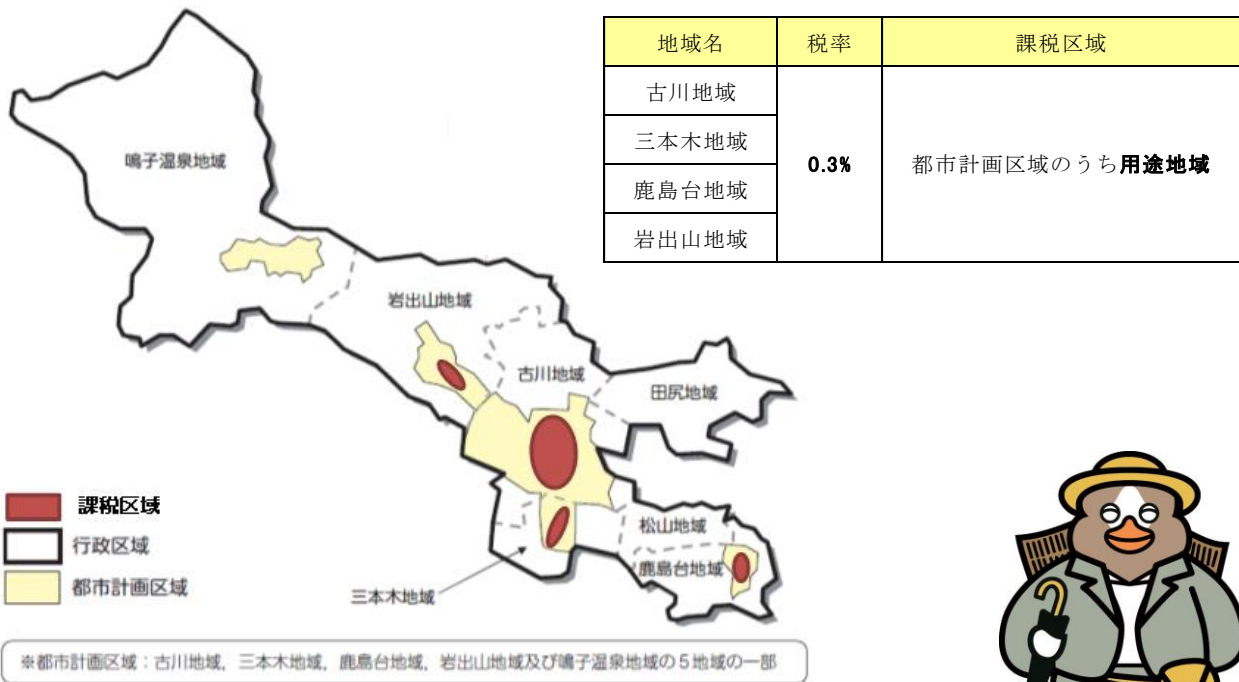
大崎市都市計画税のあり方について【概要版】

1. 都市計画税について

都市計画税は、都市計画事業や土地区画整理事業が実施され、良好な住環境や経済活動の場が創出されることにより、土地や家屋の利用価値が向上し、その所有者の利益が増すという観点から、都市計画法に基づく都市計画事業や土地区画整理事業に基づく土地区画整理事業に充てるために、市町村が目的税として課税することができます。

大崎市は、合併前の1市4町（古川市、三本木町、鹿島台町、岩出山町、鳴子町）で都市計画区域が定めてあり、そのうち、都市計画税を課税していたのが1市2町（古川市、三本木町、鹿島台町）でした。

合併協議会において、都市計画税の課税について、税率の相違については、合併後3年間をかけて現行税率へ段階的に引き上げることになり、課税区域は新市の都市計画が定まるまで、現行のまま引き継ぐことになっていました。その後、鹿島台地域が都市計画の用途地域に指定され、現在は税率と課税区域が統一されています。



2. 大崎市都市計画税検討会議について

(1) 検討会議設置の背景

令和2年2月10日に都市計画税のあり方を検討するため、外部の有識者により設置しました。

氏名	団体・役職名
会長：佐藤 英世	東北学院大学法学部教授，東北学院大学大学院法学研究科長
副会長：佐々木 源	日本技術士会幹事
委員：山野 修敬	税理士事務所代表税理士

検討会議開催状況

都市計画税検討会議	全4回 都市計画決定手続き, 使途明確化, 意見書についてほか
事務局作業部会	全17回 都市計画税の推移, 都市計画事業の整備状況ほか

検討会議設置の背景には、都市計画税の課税について地域間に差があることについての不公平感、都市計画税収の使途についての不透明感が住民から請願等により示されたことがあります。

具体的には、①都市計画税は、目的税であり、受益関係に着目して課税されているが、納税者にとって都市計画税収の都市計画事業費に対する充当割合が見えないことから、不満や疑問を感じている、②都市計画税を課税されていない地域で類似の事業が行われていることや、都市計画区域ではあるものの課税区域となっていないなど地域ごとでの不公平感がある、といった住民からの声が寄せられていました。

(2) 検討内容

平成18年の合併時の合意に基づき、合併前の市町の税率を合併後3年かけて0.3%に統一したことは、都市計画法及び地方税法に違反するものではありません。しかし、同じく合併時の課税区域を今後の都市計画が定まるまで現行のまま引き継ぐとした合意との関連では問題があるが、鹿島台地域は、合併前から都市計画税を課し、合併後もそれを課税してきたことは合併時の合意に基づくものであり、適法といえます。

しかしながら、条例改正により、鹿島台地域について用途地域案の段階で課税区域の変更を行うことについての理由の説明機会が少なく、住民との理解の相違が生ずるなど、都市計画税の課税について、合併後の検討の経緯を含め、本来丁寧な説明が必要でした。

また、令和3年4月より用途地域に統一し課税することとなった手続きについて、合併時の合意の時点からは、相当の期間が経過しており、より早期に統一すべく、行政として反省する必要がありました。

一方で、松山地域では都市計画事業に限らず事業実施できる流域関連特定環境保全公共下水道事業が行われています。

さらに、都市計画区域がありながら用途地域が指定されていない鳴子温泉地域では、都市計画事業として特定環境保全公共下水道事業が行われています。

このような地域ごとに異なる取扱いに対する住民の不信感・不公平感を払拭するためには、大崎市側の合理的な理由とその住民への説明が必要です。

(3) 検討会議の結論

都市計画税を課税するか否か、課税するとして区域及び税率を制限税率0.3%の範囲内でどのように定めるかについて、市町村、具体的には長をはじめとする執行機関と議会には広範な裁量（行政裁量と立法裁量）があります。

上記のように大崎市では、現在、条例に基づき課税区域を都市計画区域内の用途地域とし、税率を0.3%としており、その定め自体は法令の範囲内にあり適法です。

大崎市は、課税区域を用途地域とし、税率を0.3%としていることについて住民にその理由を丁寧に説明し、その理解を得るよう一層の努力をする必要があります。

都市計画税は固定的なものではありません。今後とも、大崎市が、地方自治の本旨に基づく市政の運営に努め、より良いまちづくりのために住民とともに歩んでいくことを期待します。

なお、今般の都市計画税検討会議における議論や、住民から寄せられた意見を踏まえ、都市計画税のあり方を都市計画事業の進捗状況、都市計画区域内人口や世帯数、財政状況等注視しながら都市計画税を考えてゆく必要があります。

3. 大崎市都市計画税の考え方

(1) 大崎市都市計画税条例に基づき課税します

合併前の協議書により、地方税の取扱いとして、都市計画税については、今後の都市計画が定まるまで、合併時の課税区域を引き継いできました。

合併後に税率を統一し、また立地適正化計画の策定により、都市計画の見直しを行い、都市計画の用途地域に課税区域が統一されて現在に至ります。大崎市は、都市計画の用途地域は、都市的土地利用を図る地域であり、都市計画事業等による受益が及び地域であることから課税区域としており、大崎市都市計画税条例に定めて課税しています。

(2) 都市計画税は必要な財源です

都市計画区域の用途地域において、将来的発展のため都市基盤整備事業に備える貴重な財源です。都市計画整備事業及び当該事業に伴う整備計画の連綿性においても貴重な財源です。

(3) 財源使途の見える化を図りながら、都市計画税について説明していきます

関係部局と引き続き連携をとりながら、使途財源の見える化を図り、都市計画税が貴重な財源であることを伝えます。

大崎市都市計画税検討会議等において、検討・審議された点を踏まえ、課税・納税の理解を得るよう、説明に努めます。

※宮城県「令和2年度 都市計画税に関する調」参照

No.	市町村名	課税区域の状況及びその設定内容						税率
		市街化区域	非線引(全部)	非線引(一部)	ア	イ	ウ	
1	仙台市	○						0.3/100
2	石巻市	○						0.3/100
3	塩竈市	○						0.3/100
4	気仙沼市		○	○			用途地域及びその周辺	0.2/100
5	白石市		○		○	○		0.2/100
6	名取市	○						0.3/100
7	角田市		○		○		用途地域及びその周辺	0.3/100
8	多賀城市	○						0.3/100
9	岩沼市	○						0.3/100
10	大崎市		○	○	○		令和3年度から用途地域のみ	0.3/100
11	大河原町		○		○	○	下水道事業計画区域の一部	0.3/100
12	柴田町		○	○	○	○		0.3/100
13	亶理町		○	○	○	○		0.2/100
14	松島町	○						0.2/100
15	七ヶ浜町	○						0.15/100
16	大和町	○						0.2/100
17	美里町		○				住宅地以外を除外	0.2/100
		9		8	4	6	4	

※1 この調査は、都市計画税の課税状況等の調(令和元年度の調査結果による)

※2 ア:用途地域(臨港地区を含む)を課税区域としている。
イ:農業振興地域内の農用地区域を除外している。
ウ:市街地から遠く離れた山林等の区域を除外している。
エ:その他

宮城県「令和2年度 都市計画税に関する調」参照

(単位:千円,%)

市町村名	①都市計画事業費等							地方債償還額事業費	事業費合計	下水道事業費/事業費合計
	街路事業費	公園事業費	下水道事業費	その他事業費	市街地開発事業費	事業費計	土地区画整理事業費			
仙台市	3,140,946	1,202,845	14,914,055		1,036,096	20,293,942		27,214,269	47,508,211	31.4
石巻市	6,067,961	2,104,159	2,899,779	7,948		11,079,921	1,110,626	706,886	12,897,433	22.5
塩竈市			1,387,070	127,174		1,514,244		274,2058	4,256,302	32.6
気仙沼市	2,692,247	569,082	1,012,290		7,617,842	11,891,461		599,566	12,491,027	8.1
白石市	84,613	55,033	124,618			264,264		246,652	510,916	24.4
名取市	168,244		1,296,901			1,465,145		363,657	1,828,802	70.9
角田市			215,342			215,342		745,570	960,912	22.4
多賀城市		7,999	564,174			572,173		1,588,406	2,160,579	26.1
岩沼市	126,295	63,693	1,942,257			2,132,245		754,444	2,886,689	67.3
大崎市	30,374		1,578,047		720,283	2,328,704			2,328,704	67.8
大河原町	3,550	21,472	159,103	53,690		237,815		49,354	287,169	55.4
柴田町			997,221			997,221		826,918	1,824,139	54.7
亶理町		416,334	881,353			1,297,687	49,559	954,323	2,301,569	38.3
松島町	534,999		1,128,593			1,663,592		8,048	1,671,640	67.5
七ヶ浜町			137,446			137,446		430,430	567,876	24.2
大和町		61,084	121,064	101,015	2,090	285,253		14,647	299,900	40.4
美里町			769,028			769,028		33,501	802,529	95.8



(単位:千円,%)

市町村名	②財源内訳						充当割合
	地方債	支出金	負担金 その他	都市計画税 収入額	一般財源等	合計	現年分 のみ
仙台市	9,331,900	6,134,646	938,716	15,079,676	16,023,273	47,508,211	48.5
石巻市	306,900	7,377,983		1,092,177	4,120,373	12,897,433	21.0
塩竈市	841,625		1,663,319	465,893	1,285,465	4,256,302	26.6
気仙沼市	251,400	194,916	16,605	193,835	11,834,271	12,491,027	1.6
白石市	46,100	56,519	3,360	136,765	268,172	510,916	33.8
名取市	84,100	74,575		841,206	828,921	1,828,802	50.4
角田市	382,300	78,415	106,091	173,187	220,919	960,912	43.9
多賀城市				664,628	1,495,951	2,160,579	30.8
岩沼市	189,100	164,260	2,092,646	478,226	-37,543	2,886,689	108.5
大崎市	36,800			738,866	1,553,038	2,328,704	32.2
大河原町			5,922	218,737	62,510	287,169	77.8
柴田町	353,600	269,193	629,234	351,682	220,430	1,824,139	61.5
亶理町	577,200	354,493	558,189	198,766	612,921	2,301,569	24.5
松島町				68,103	1,603,537	1,671,640	4.1
七ヶ浜町	210,000	63,499	473	81,084	212,820	567,876	27.6
大和町			24,003	255,559	20,338	299,900	92.6
美里町	399,300	164,750	9,248	96,750	132,481	802,529	42.2

これまでの都市計画事業一覧

1. 都市施設

1) 道路

(令和3年4月1日現在)

地域名	路線数	延長計 (m)	改良済 延長(m)	整備率 (%)
古川	24路線	69,070	25,860	37.4
三本木	6路線	12,460	5,440	43.7
鹿島台	5路線	8,130	2,410	29.6
岩出山	6路線	12,360	2,740	22.2
合計	41路線	102,020	36,450	35.7



これから実施予定の都市計画事業一覧

1) 道路

(令和4年4月1日現在)

地域名	都市施設名	事業概要
古川	李埜新田線	都市計画決定: 令和 3年 2月22日 L=1,496m
	並柳福浦線	都市計画決定: 平成25年10月25日 L=200m
	稲葉小泉線	都市計画決定: 平成29年10月25日 L=2,700m
	古川中央線	都市計画決定: 平成22年 3月26日 L=300m
鹿島台	鹿島台駅前線	都市計画決定: 平成22年 3月26日 L= 80m

2) 下水道

I) 公共下水道

地域名	名称	汚水 (ha)	雨水 (ha)
古川	公共下水道	1,468	624
		岩出山	172
鳴子温泉	特定環境保全公共下水道	176	

II) 流域下水道

地域名	名称	汚水 (ha)	雨水 (ha)
三本木	流域下水道関連公共下水道	232	33
		鹿島台	348

III) その他施設

地域名	名称	位置	面積 (㎡)
古川	古川駅南汚水中継ポンプ場外4か所	古川大幡月蔵外	46,600
三本木	三本木ポンプ場外1か所	三本木桑折字相ノ澤外	2,050
鹿島台	鹿島台浄化センター外3か所	鹿島台木間塚字新三ツ屋外	72,280
岩出山	岩出山浄化センター	岩出山下野目字白鳥	16,000
鳴子温泉	鳴子浄化センター	鳴子温泉字石ノ梅	24,400

2) 下水道

(令和4年4月1日現在)

地域名	都市施設名	事業概要	面積 (ha)
古川	下水道	公共下水道事業	
		汚水 全体計画面積	1,548.2
		事業計画面積	906.7
		雨水 全体計画面積	1,468.2
事業計画面積	566.0		
三本木	下水道	流域関連公共下水道事業	
		汚水 全体計画面積	257.1
		事業計画面積	236.1
		雨水 全体計画面積	291.6
事業計画面積	16.7		
鹿島台	下水道	流域関連公共下水道事業	
		汚水 全体計画面積	362.00
		事業計画面積	332.12
		雨水 全体計画面積	362.0
事業計画面積	192.5		
岩出山	下水道	公共下水道事業	
		汚水 全体計画面積	212.9
事業計画面積	171.5		
鳴子温泉	下水道	特定環境保全公共下水道	
		汚水 全体計画面積	182.25
事業計画面積	139.00		

都市計画税の大切さ

第1視点

都市計画区域並びに用途地域の設定状況

第2視点

上記エリア内における事業の進捗状況

第3視点

上記エリア内における課税・納税状況

第4視点

上記事業に伴う財源使途状況